

出雲市監査委員告示 第 10 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成28年5月6日に、出雲市長から平成26年度財政援助団体等監査に対する改善措置の通知がありましたので、同条項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年（2016） 5月 9日

出雲市監査委員 周 藤 滋  
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一  
出雲市監査委員 多々納 剛 人

財 政 第 3 4 号

平成 2 8 年 (2016) 5 月 6 日

出雲市監査委員 様

出雲市長 長 岡 秀 人

平成 2 6 年度財政援助団体等監査に係る改善措置について (通知)

平成 2 7 年 (2015) 3 月 3 1 日付け監査第 1 4 3 号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき通知します。

平成26年度財政援助団体等監査に対する改善措置の状況

通し 番号	監査 実施 年度	監査通知 年月日	監査文書番号	監査種別	監査対象	監査結果	措置の状況	回答担当部	担当課
1	26	H27.3.31	監査第143号	財政援助 団体等監 査	特定非営利活動法 人スポーツひかわ、 文化環境部文化ス ポーツ課	〔特定非営利活動法人スポーツひかわへの要望〕 2 施設の利用料金の減免について 第1体育館・第2体育館の利用料金について、出雲市スポーツ施設条例施行規則に定める減免要件を具備しているにも関わらず、利用料金が減免されていない事例がある。減免は利用者からの申請に基づくが、利用者はその内容が減免に該当するの否か明確に判断できないことから、受付側で適切に案内されたい。	監査の指摘を受け、現在は申請受付時に減免要件の案内を行っており、減免対象に該当する場合は適切に処理するよう改善しております。	市民文化部	文化スポーツ課
2	26	H27.3.31	監査第143号	財政援助 団体等監 査	特定非営利活動法 人スポーツひかわ、 文化環境部文化ス ポーツ課	〔文化スポーツ課への要望〕 2 施設の利用状況の把握について 出雲市との合併初年度である平成23年度の第1・第2体育館の利用実績は、どちらも利用者数が前年度より減少したものの、利用料金収入は2施設合計で前年度よりも増となった。また、平成24年度実績は、利用者及び利用料金収入ともに、平成23年度よりも大幅な増となった。両施設とも利用者や利用料金収入が増加傾向にあるにも関わらず、平成25年度の指定管理料は、利用者減少を理由に増額変更されている。平成23年度の利用実績から判断したとの事だが、平成24年度の利用状況を適切に把握していたのか疑念が残る。毎月の利用状況を把握するためには月報等の確認も必要だが、平成25年度までの基本協定書等では月報の提出が規定されていなかったことも一因である。平成26年度から始まった新しい協定期間では月報の提出が規定されているので、今後は施設の状況を適切に把握することとされたい。	平成26年度から始まった新しい基本協定書等では、月報の提出を規定しており、現在は、毎月の提出を受け、定期的な利用状況の把握を行っています。	市民文化部	文化スポーツ課